

別表第一（第五条関係）
第1号様式

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部） 現金及び預貯金 現金 預貯金 買入金銭債権 金銭の信託 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券 交付国債 保険代位債権等 有形固定資産 土地 建物 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア リース資産 その他の無形固定資産 その他資産 未収保険料 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 未収金 未収収益 預託金 仮払金 その他の資産 前払年金費用 繰延税金資産 貸倒引当金	△	（負債の部） 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 未経過保険料 異常危険準備金 特定引受業務準備金 短期社債 社債 その他負債 共同保険借 再保険借 外国再保険借 借入金 未払法人税等 預り金 前受収益 未払金 仮受金 リース債務 資産除去債務 その他の負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 繰延税金負債 負債の部 合計	
		（純資産の部） 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 株主資本合計	

		その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ④ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ⑤ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑥ 貸倒引当金の計上方法
 - ⑦ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑧ リース取引の処理方法
 - ⑨ ヘッジ会計の方法
 - ⑩ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。
 - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
 - (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
 - (5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
 - (6) 会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項
 - (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
 - (9) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
 - (10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、その金銭債権の総額及び金銭債務の総額
 - (11) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生 of 主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
 - (12) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
 - (13) 手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
 - (14) 関係会社の株式又は出資金の総額
 - (15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (16) 以下に掲げる金額
 - ① 再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ② 再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
 - (17) 1株当たりの純資産額（銭単位）
 - (18) 会社法（平成17年法律第86号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
 - (19) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
 - (20) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (21) 非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第2条第2項から第6項による。
 - (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 4 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第2号様式

年度（ 年 月 日から 日まで） 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 為替差益 その他保険引受収益 保険代位等収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 金銭の信託運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 為替差益 その他運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 保険代位債権等取得額 諸手数料 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 未経過保険料繰入額 異常危険準備金繰入額 為替差損 その他保険引受費用 保険代位等費用 資産運用費用 金銭の信託運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 為替差損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	△
経常利益（又は経常損失）	

特別利益 固定資産処分益 交付国債償還益 政府交付金収入 債務繰延協定締結に伴う利益 その他特別利益	
特別損失 固定資産処分損 減損損失 不動産圧縮損 債務削減措置に伴う損失 その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 関係会社との取引高の総額
 - (3) 以下の収益及び費用に関する内訳
 - ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
 - ⑦ 保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳
 - (4) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
 - (5) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）
 - (6) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3号様式

年度（ 年 月 日から 日まで ）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計	
						〇〇積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額													
新株の発行	××	××		××					××				××
他勘定への振替	△××								××				××
他勘定からの振替	××								××				××
剰余金の配当					××		△××	△××	△××				△××
国庫納付金							△××	△××	△××				
当期純利益							××	××	××				××
・ ・ ・ ・ ・													××
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要性が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 財務諸表等規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

第4号様式

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科	目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入		
保険金の支出		
諸手数料の支出		
保険代位債権等の回収による収入		
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出		
営業費及び一般管理費の支出		
その他		
小	計	
利息及び配当金の受取額		
利息の支払額		
その他		
法人税等の支払額		
国庫納付金の支払額		
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）		
買入金銭債権の取得による支出		
買入金銭債権の売却・償還による収入		
金銭の信託の増加による支出		
金銭の信託の減少による収入		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却・償還による収入		
その他		
資産運用活動計		
（営業活動及び資産運用活動計）		（ ）
有形固定資産の取得による支出		
有形固定資産の売却による収入		
その他		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入による収入		
借入金の返済による支出		
社債の発行による収入		

社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府出資金の振替による収入	
政府出資金の振替による支出	
交付国債の償還による収入	
政府交付金の受入による収入	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科	目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）		
減価償却費		
減損損失		
支払備金の増減額（△は減少）		
責任準備金の増減額（△は減少）		
貸倒引当金の増減額（△は減少）		
退職給付引当金の増減額（△は減少）		
保険代位債権等の増減額（△は増加）		
利息及び配当金収入		
有価証券関係損益（△は益）		
支払利息		
為替差損益（△は益）		
有形固定資産関係損益（△は益）		
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		
その他		
小 計		
利息及び配当金の受取額		
利息の支払額		
その他		
法人税等の支払額		
国庫納付金の支払額		
営業活動によるキャッシュ・フロー		

投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 政府出資金の振替による収入 政府出資金の振替による支出 交付国債の償還による収入 政府交付金の受入による収入 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。